



相続した不動産を登記せずに放置していませんか？

令和6年4月1日から

相続登記 (名義変更) が義務化されます！



土地 建物 マンション などの相続した不動産が対象です

令和6年4月1日より「民法等の一部を改正する法律」が施行され、相続登記が義務化されます

相続により不動産の取得を知った日から**3年以内**に相続登記を行わないと

10万円以下の過料が課される可能性があります

さらにそれは**令和6年4月1日より前に相続した不動産**も対象となります

※令和6年4月1日から**3年以内**に登記手続きする必要があります。



こんなことでお困りではありませんか？

- ☒ 初めての相続で誰に相談していいかわからない
- ☒ 親族が多くて誰が相続人かわからない
- ☒ 亡くなった親名義の不動産を売却したい
- ☒ 相続登記の費用を知りたい（お見積無料）
- ☒ 相続のことまるごと（不動産・預貯金など）お願いしたい
- ☒ 法務局から「長期間相続登記等がされていないことの通知（お知らせ）」が届いた
- ☒ 将来の相続に備えて遺言書をつくりたい



司法書士 水谷俊彦

相続の専門家である司法書士にご相談ください！

板橋リーガルオフィスは板橋区にある **地域に密着した司法書士事務所** です!!

お客様の相続に関する不安やお悩みをしっかり受け止め、安心してご相談いただけるよう、わかりやすい言葉で、丁寧に説明いたします。「身近な町の法律家」の司法書士にお気軽にご相談ください。



板橋リーガルオフィス
Itabashi Legal Office

☎03-5943-3123

受付時間
平日10:00~18:00

初回相談無料

完全予約制

東京都板橋区板橋1丁目53番17号新板橋ビューハイツ
<https://itabashi-legal.com>

板橋リーガルオフィス

